

6 保第 1481 号
令和 7 年 1 月 27 日

岡崎市子ども・子育て会議
会 長 小原 倫子 様

岡崎市長 内田 康宏

特定教育・保育施設の利用定員について（諮問）

特定教育・保育施設の利用定員を定めるため、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定により、別添のとおり貴会の意見を求めます。

（担当：こども部保育課 保育施策係 電話 23-6175 FAX23-6540）

みやこ第二幼稚園の利用定員の設定について

みやこ第二幼稚園が、令和7年度から新制度に移行する旨の意向が示されたことから、同法第31条第2項の規定により、利用定員の設定について、子ども・子育て会議の意見を聴取いたします。

1 利用定員の設定について

(1) 定員の設定

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の設置にあたっては、認可基準の範囲内で、施設及び事業所の認可定員を定めます。

市は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業について、施設型給付費（委託費）の支給対象として確認する際に、その単価の基準となる利用定員を教育・保育給付認定区分ごとに0歳、1～2歳、及び3～5歳の別に定めます。

市の確認を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業として位置付けられます。

◆特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員に関する基準

施設の種類	利用定員数	教育・保育給付認定区分※	備考
幼稚園	規定なし	1号	—
※教育・保育給付認定区分 1号：教育標準時間認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども 2号：保育（標準時間・短時間）認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども 3号：保育（標準時間・短時間）認定を受ける満3歳未満の小学校就学前子ども			

（岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例）

(2) 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、認可定員と一致させることを原則としつつ、地域における需要や施設ごとの利用見込み等の状況を踏まえて、市で調整をしたうえで設定します。

2 みやこ第二幼稚園の利用定員案について

名 称	みやこ第二幼稚園	所 在 地	岡崎市宮地町字柳畑 58 番地 3
設 置 者 名	学校法人 青山学園	設置者所在地	岡崎市上地町字道ノ後 30 番地
施 設 形 態	幼稚園	認 可 定 員	【1号】 371 人
新制度移行 予 定 日	令和7年4月1日	利用定員案	<u>【1号】 150 人</u>